広島　山県　北広島町
山口　萩市、柳井市、山陽小野田市
高知　宿毛市、四万十市、香美市
福岡　嘉穂　桂川町
佐賀　佐賀市、小城市
宮崎　小林市

(二)　林道に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
京都	与謝	与謝野町
兵庫		朝来市
	多可	多可町
奈良	吉野	吉野町
島根		出雲市
	邑智	邑南町
	鹿足	津和野町
岡山		美作市
佐賀		佐賀市

○総務省告示第百二十号

電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第三条第一項の規定に基づき、平成三年郵政省労働省告示第一号（施設整備事業を推進するための基本的な指針を定めた件）の一部を次のように改正したので、同条第五項の規定に基づき公表し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

二の(一)の1の(3)に次のように加える。

カ　電気通信事業者用ＩＰアドレス変換装置（インターネットを構成するＩＰアドレス変換装置（異なるＩＰアドレスを相互に変換する機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、電気通信事業者の通信網内において、電気通信事業者が当該装置に割り当てるＩＰアドレスと電気通信事業者がサービス利用者に割り当てるＩＰアドレスを相互に変換するもの）

キ　ＩＰバージョン4／ＩＰバージョン6トランスレーター（インターネットを構成するトランスレーター（異なる通信プロトコルによる通信を相互に変換する機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、ＩＰバージョン4による通信とＩＰバージョン6による通信を相互に変換するもの）

ク　ＩＰバージョン6対応ＶｏＩＰサーバー（インターネットを構成するＶｏＩＰサーバー（ＩＰネットワークにおいて、デジタル化された音声信号を送受信する機能又はＩＰ電話端末間のセッション制御（呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。）を行う機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、ＩＰバージョン6の通信機能を有するもの）

ケ　ＩＰバージョン6対応ネットワーク管理装置（電気通信事業者のＩＰバージョン6に対応した通信網内において、装置及び回線の状態並びに通信量を監視又は制御することにより、当該電気通信事業者の通信網を管理する機能を有するもの）

○総務省告示第百二十一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第三号の規定に基づき、日本赤十字社が平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除の対象となる寄附金として承認し、日本赤十字社に対して支出された当該寄附金のうち、平成二十二年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支出された寄附金については平成二十三年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十三年一月一日から同年三月三十一日までの間に支出された寄附金については平成二十四年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄、採血受入機関の整備、原爆病院設備の整備及び救急医療体制の整備並びに支部国際活動基金に充てるための寄附金

○総務省告示第百二十二号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十四条の四第一項の規定により総務大臣が定める基準を次のように定め、平成二十二年四月一日から施行し、平成二十一年総務省告示第二百二号（地方公務員等共済組合法附則第十四条の四第一項の規定により総務大臣が定める基準を定める件）は、平成二十二年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

給料に係る率　千分の五十五・〇
期末手当等に係る率　千分の四十四・〇

○総務省告示第百二十三号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定に基づき、平成七年自治省告示第六十八号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「千分の〇・二二」を「千分の〇・二六」に、「千分の〇・二六」を「千分の〇・三三」に、「千分の〇・〇七」を「千分の〇・一〇」に、「千分の〇・二一」を「千分の〇・三〇」に改める。

○総務省告示第百二十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

○総務省告示第百二十四号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第三十条の二の四第二項の規定に基づき、総務大臣が定める率を次のように定め、平成二十二年四月一日から施行し、平成二十年総務省告示第百八十一号（地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の四第二項の規定により総務大臣が定める率を定める件）は、平成二十二年三月三十一日限り、廃止する。ただし、同項の規定に基づき平成二十二年三月三十一日以前に払い込まなければならない金額の算定に用いる総務大臣の定める率は、なお従前の例による。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

千分の四・二二

○総務省告示第百二十五号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六条の二第一項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第五百三号（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

本則の表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百六十円」を「十万四千七百三十円」に、「五万六千九百三十円」を「五万六千七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千四百八十円」を「五万二千三百七十円」に、「二万八千四百七十円」を「二万八千四百円」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十二年四月一日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

総務大臣　原口　一博